

# 1 税率一覧表

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
県民税 個人	均等割 年 1,000円 (2,000円) ( )の税率は、平成26年度 から適用 平成26年度から令和5年度まで の10年間は500円加算  所得割 1. 課税所得金額 $\frac{4}{100}$ (名古屋市に住所を有する者 $\frac{2}{100}$ ) 2. 土地建物等の譲渡所得に 対する税率 (1) 長期譲渡所得 ア 優良住宅地等以外の譲渡 所得 $\frac{2}{100}$ イ 優良住宅地等の譲渡所得 (ア) 課税長期譲渡所得 2,000万円以下 $\frac{1.6}{100}$ (イ) 課税長期譲渡所得 2,000万円超 32万円 + (課税長期譲 渡所得 - 2,000万円) $\times \frac{2}{100}$ ウ その年の1月1日におい て所有期間が10年を超える 一定の居住用財産を昭和63 年4月1日以降に譲渡した 場合の長期譲渡所得 (ア) 課税長期譲渡所得 6,000万円以下 $\frac{1.6}{100}$ (イ) 課税長期譲渡所得 6,000万円超 96万円 + (課税長期譲 渡所得 - 6,000万円) $\times \frac{2}{100}$ (2) 短期譲渡所得 $\frac{3.6}{100}$  3. 株式等に係る譲渡所得等 に対する税率 $\frac{2}{100}$	左に同じ	1. 賦課期日 1月1日 2. 納 期 個人の市町村 民税の納期と同 じ	(減免) 個人の市町村民税 に準ずる	



税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
株式等 譲渡所 得割	支払を受ける一定の特定口座 における上場株式等の譲渡に よる所得等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	源泉徴収口座内 配当等  翌年の1月10日		
事業税 個人	(1) 第一種事業所得の $\frac{5}{100}$ (2) 第二種事業所得の $\frac{4}{100}$ (3) 第三種事業 法第72条の2第10項第5 号及び7号に該当するもの 所得の $\frac{3}{100}$ その他のもの 所得の $\frac{5}{100}$	左に同じ	第1期 8月15日～ 8月31日 第2期 11月15日～ 11月30日 年の中途において 事業を廃止したと き 知事が定める日	(免除) 1. 生活保護法の規 定による生活扶助 又は生業扶助を受 ける者 2. 過疎地域内にお いて租税特別措置 法第12条第1項の 表の第1号の規定 の適用を受ける設 備であつて、条例 の規定によるもの 3. 過疎地域内にお いて畜産業又は水 産業を行う者で条 例の適用を受ける もの (減免) 下記のうち知事が 必要と認める者 (1) 天災その他特別 の事情により被害 を受けた者 (2) 貧困により生活 のため公私の扶助 を受ける者 (3) 法施行令第7条 各号に掲げる障害 者で生活が困難で あるもの (4) (2)及び(3)以外 の者で生活が困難 であるため事業税 の負担が著しく困 難であるもの	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条 例 で 定 め る 免 除 及 び 減 免 事 項	免 税 点
法人	<p>(1) 電気供給業 } を行う  ガス供給業 } 法人  保 険 業 }  収入金額の <math>\frac{1.0}{100}(\frac{1.039}{100})</math>  <math>\frac{0.9}{100}(\frac{0.939}{100})</math></p> <p>(2) その他の事業を行う法人  特別法人〔(3)を除く〕  所得のうち年400万円以  下の金額の <math>\frac{3.5}{100}(\frac{3.65}{100})</math>  <math>\frac{3.4}{100}(\frac{3.55}{100})</math></p> <p>所得のうち年400万円を  超える金額の  <math>\frac{4.9}{100}(\frac{5.098}{100})</math>  <math>\frac{4.6}{100}(\frac{4.798}{100})</math></p> <p>資本金1億円超の普通法人  付加価値割  対する税率 <math>\frac{1.2144}{100}</math></p> <p>資本割  資本金等の額の <math>\frac{0.506}{100}</math></p> <p>所得割  所得のうち年400万円以  下の金額の <math>\frac{0.514}{100}</math>  <math>\frac{0.414}{100}</math></p> <p>所得のうち年400万円を  超え800万円以下の金額  の <math>\frac{0.865}{100}</math>  <math>\frac{0.665}{100}</math></p> <p>所得のうち年800万円を  超える金額の <math>\frac{1.216}{100}</math>  <math>\frac{0.916}{100}</math></p> <p>三以上の都道府県におい  て事務所又は事業所を設  けて事業を行う  法人所得の <math>\frac{1.216}{100}</math>  <math>\frac{0.916}{100}</math></p> <p>その他の法人〔(3)を除く〕  所得のうち年400万円以  下の金額の <math>\frac{3.5}{100}(\frac{3.65}{100})</math>  <math>\frac{3.4}{100}(\frac{3.55}{100})</math></p> <p>所得のうち年400万円を  超え800万円以下の金額  の <math>\frac{5.3}{100}(\frac{5.519}{100})</math>  <math>\frac{5.1}{100}(\frac{5.319}{100})</math></p>	<p>(1) 電気供給業 } を行う  ガス供給業 } 法人  保 険 業 }  収入金額の <math>\frac{0.9}{100}(\frac{0.939}{100})</math></p> <p>(2) その他の事業を行う法人  特別法人〔(3)を除く〕  所得のうち年400万円以  下の金額の <math>\frac{3.4}{100}(\frac{3.55}{100})</math></p> <p>所得のうち年400万円を  超える金額の  <math>\frac{4.6}{100}(\frac{4.798}{100})</math></p> <p>所得割  所得のうち年400万円以  下の金額の <math>\frac{0.414}{100}</math></p> <p>所得のうち年400万円を  超え800万円以下の金額  の <math>\frac{0.665}{100}</math></p> <p>所得のうち年800万円を  超える金額の <math>\frac{0.916}{100}</math></p> <p>三以上の都道府県におい  て事務所又は事業所を設  けて事業を行う  法人所得の <math>\frac{0.916}{100}</math></p> <p>その他の法人〔(3)を除く〕  所得のうち年400万円以  下の金額の <math>\frac{3.4}{100}(\frac{3.55}{100})</math></p> <p>所得のうち年400万円を  超え800万円以下の金額  の <math>\frac{5.1}{100}(\frac{5.319}{100})</math></p>	<p>1. (法第72条の  25第1項又は法  第72条の28第1  項の法人)  各事業年度終  了の日から2か  月  ただし、法第  72条の25第2項  により知事の認  めたものはその  指定した日  会計監査人の監  査を受けなければ  ならないこと  等の理由により  決算が確定しな  いため上記期間  中に申告納付で  きない場合には  知事の承認によ  り3か月以内</p> <p>2. (法第72条の  26第1項の法人)  事業年度開始  の日から6か月  を経過した日か  ら2か月</p> <p>3. (法第72条の  29第1項の法人)  各事業年度終  了の日から2か  月</p> <p>4. (法第72条の  30第1項の法人)  残余財産分配  の日の前日</p> <p>5. (法第72条の  31第1項の法人)  残余財産の確  定した日から1  か月</p>	<p>(免除)  過疎地域内におい  て租税特別措置法第  45条第1項の表の第  1号の規定の適用を  受ける設備であつて、  条例の規定によるも  の</p>	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
	<p>所得のうち年800万円を 超える金額の</p> $\frac{7.0}{100} \left( \frac{7.288}{100} \right)$ $\frac{6.7}{100} \left( \frac{6.988}{100} \right)$ <p>(3) 三以上の都道府県におい て事務所又は事業所を設け て事業を行う法人で資本金 の額又は出資金の額が 1,000万円以上のもの</p> <p>特別法人 所得の <math>\frac{4.9}{100} \left( \frac{5.098}{100} \right)</math> <math>\frac{4.6}{100} \left( \frac{4.798}{100} \right)</math></p> <p>その他法人 所得の <math>\frac{7.0}{100} \left( \frac{7.288}{100} \right)</math> <math>\frac{6.7}{100} \left( \frac{6.988}{100} \right)</math></p> <p>上段の税率は令和元年10月 1日開始事業年度～ 下段の税率は平成26年10月 1日～令和元年9月30日開始 事業年度 ( ) 内は標準税率</p>	<p>所得のうち年800万円を 超える金額の</p> $\frac{6.7}{100} \left( \frac{6.988}{100} \right)$ <p>(3) 三以上の都道府県におい て事務所又は事業所を設け て事業を行う法人で資本金 の額又は出資金の額が 1,000万円以上のもの</p> <p>特別法人 所得の <math>\frac{4.6}{100} \left( \frac{4.798}{100} \right)</math></p> <p>その他法人 所得の <math>\frac{6.7}{100} \left( \frac{6.988}{100} \right)</math></p>			
地方法 人特別 税	<p>外形標準課税対象法人の基 準法人所得割額の</p> $\frac{414.2}{100}$ <p>外形標準課税対象以外の法 人の基準法人所得割額の</p> $\frac{43.2}{100}$ <p>基準法人収入割額の</p> $\frac{43.2}{100}$	左に同じ	平成20年10月1日 から令和元年9月 30日に開始する事 業年度に係る所得 及び同日以後の解 散による清算所得	法人事業税の納期 に準ずる	
特別法 人事業 税	<p>外形標準課税対象法人の基 準法人所得割額の</p> $\frac{260.0}{100}$ <p>所得割額により法人事業税 を課される特別法人の基準 法人所得割額の</p> $\frac{34.5}{100}$ <p>所得割額により法人事業税 を課される法人（上記の法 人を除く）基準法人所得割 額の</p> $\frac{37.0}{100}$ <p>基準法人収入割額の</p> $\frac{30.0}{100}$		令和元年10月1日 以後に開始する事 業年度に係る所得 及び同日以後の解 散による清算所得	法人事業税の納期 に準ずる	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
地方 消費税 譲渡割  貨物割	課税資産の譲渡等に係る消費 税額の $\frac{17}{63} \left[ \frac{22}{78} \right]$  課税貨物に係る消費税額の $\frac{17}{63} \left[ \frac{22}{78} \right]$  ( )内は令和元年10月1日 以降の税率	左に同じ  $\frac{17}{63}$  $\frac{17}{63}$	1. 個人事業者 課税期間の翌年 3月末日 2. 法人事業者 課税期間の末日 の翌日から2か 月  課税貨物を保税地 域から引き取る日		
不動産 取得税	価格の $\frac{4}{100}$  $\left[ \begin{array}{l} \text{平成20年4月1日から} \\ \text{令和3年3月31日まで} \\ \text{の住宅又は土地の取得} \\ \frac{3}{100} \end{array} \right]$	左に同じ	知事が定める日	(減免) 天災等により災害 を受けた者等のうち 知事が必要と認める もの (免除) 過疎地域内におい て租税特別措置法第 12条第1項の表の第 1号又は第45条第1 項の表の第1号の規 定の適用を受ける家 屋及びその敷地であ る土地であって、条 例の規定によるもの	課税標準 について 土地 10万円未 満 家屋 (建築分) 23万円未 満 (その他) 12万円未 満
県たば こ税	1,000本につき930円 (旧3級品の紙巻たばこに ついては、 令和元年9月30日まで 1,000本につき656円 令和元年10月1日以降 1,000本につき930円)	平成30年9月末まで 1,000本につき860円 平成30年10月1日以降 1,000本につき930円 (旧3級品の紙巻たばこに ついては、1,000本につき 656円)	毎翌月末日	(免除) 1. 輸出又は輸出の 目的で行われる輸 出業者に対する売 渡し 2. 本邦と外国との 間を往来する本邦 の船舶又は航空機 に船用品又は機用 品として積み込む ための売渡し 3. 品質悪変又は破 損等のため販売に 適しないと認めら れる製造たばこの 廃棄 4. 既にたばこ税を 課された製造たば この売渡し又は消 費等	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
ゴルフ 場利用 税	1人1日につき 1級 1,150円 2級 1,100円 3級 950円 4級 800円 5級 650円 6級 500円 7級 400円  〔 1. 65歳以上70歳未満の 者の利用 2. 一定の競技会による 利用 3. 早朝等の利用 以上に該当するものは2 分の1の税率を適用する 〕	左に同じ	毎翌月末日		
自動車 取得税	$\frac{3}{100}$  〔 軽自動車以外の営業用 自動車又は軽自動車 当分の間 $\frac{2}{100}$ 〕  詳細は別紙1のとおり	左に同じ  詳細は別紙2のとおり	申告納付 1. 道路運送車両 法第7条<新規登 録>の規定によ る登録又は同法 第97条の3<軽自 動車の使用の届 出等>の規定に よる届出がされ る自動車に係る 自動車の取得 登録又は届出 の時 2. 道路運送車両 法第13条<移転 登録>の規定に よる登録を受け るべき自動車の 取得 登録を受ける べき事由があつ た日から15日を 経過する日 3. その他の自動 車の取得 取得の日から 15日を経過する 日	(減免) 次の各号に該当す る者のうち知事が必 要と認めるもの 1. 天災その他特別 の事情により滅失 又は損壊した自動 車に代わるものと 認められる自動車 の取得 2. 取得した自動車 がその取得の直後 に天災その他特別 の事情により滅失 又は損壊した場合 における当該自動 車の取得 3. 身体障害者が自 ら運転する自動車 を取得した場合に おける当該自動車 の取得 4. 重度身体障害者 又は精神障害者が 当該重度身体障害 者又は精神障害者 のために当該重度 身体障害者又は精 神障害者と生計を 一にする者が運転 する自動車を取得 した場合(重度身 体障害者で年齢18 歳未満のもの又は 精神障害者と生計 を一にする者が当 該自動車を取得し た場合を含む)及 を一にする者が当 該自動車を取得し た場合を含む)及	取得価 額につい て50万円 以下

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
				<p>び身体障害者又は精神障害者のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者が当該重度身体障害者又は精神障害者のために当該重度身体障害者又は精神障害者を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く。）が運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得</p> <p>5. 構造上身体障害者の利用に供する自動車又は専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車を取得した場合における当該自動車の取得</p> <p>6. 医療法に規定する公的医療機関の開設者が救急自動車、へき地巡回診療の用に供する自動車又は血液事業の用に供する自動車を取得した場合における当該自動車の取得</p>	
軽油 引取税	<p>1 kℓにつき15,000円</p> <p>〔 当分の間、引取に係るもの 1 kℓにつき32,100円 〕</p>	左に同じ	毎翌月末日	<p>(減免)</p> <p>天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの</p>	



税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
自動車 税	別紙3のとおり	別紙4のとおり	1. 賦課期日 4月1日 2. 納 期 5月1日～ 5月31日 道路運送車両法 第7条<新規登録> の規定による登録 を賦課期日後翌年 2月末日までの間 に申請をしたとき 登録の申請をし た日	(免除) 1. 商品であって使 用しない自動車 2. 消防専用自動車 及び救急専用自動 車 3. もっぱら公益の 用に直接供する自 動車で知事の認め るもの 4. 平成24年1月1 日から平成29年3 月31日までの間に 新車新規登録を受 けた電気自動車及 びプラグインハイ ブリット自動車 (減免) 1. 天災その他特別 の事情により被害 を受けた者のうち、 知事が必要と認め るもの 2. 一定の身体障害 者が所有する自動 車で自ら運転する もの、又は重度身 体障害者若しくは 精神障害者が所有 する自動車(重度 身体障害者で年齢 18歳未満のもの又 は精神障害者と生 計を一にする者が 所有する自動車を 含む)で当該重度 身体障害者又は精 神障害者のために 同一生計者が運転 するもの及び身体 障害者又は精神障 害者のみで構成さ れる世帯の重度身 体障害者又は精神 障害者が所有する 自動車で、当該重 度身体障害者又は 精神障害者を常時	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
自動車 税	—			<p>介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く）が運転するもののいずれかに該当する自動車のうち、知事が必要と認めるもの（以上いずれも1人について1台に限る。）</p> <p>3. 構造上身体障害者の利用に専ら供するためのものと認められる自動車のうち、知事が必要と認めるもの</p> <p>4. 中古自動車販売業者が、賦課期日において商品として所有し、かつ、展示している自動車のうち、知事が必要と認めるもの</p>	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
自動車 税環境 性能割	別紙5のとおり		申告納付 1. 道路運送車両 法第7条<新規登 録>の規定によ る登録又は同法 第97条の3<軽自 動車の使用の届 出等>の規定に よる届出がされ る自動車に係る 自動車の取得 登録又は届出 の時 2. 道路運送車両 法第13条 <移転 登録>の規定に よる登録を受け るべき自動車の 取得 登録を受ける べき事由があつ た日から15日を 経過する日 3. その他の自動 車の取得 取得の日から 15日を経過する 日	(減免) 次の各号に該当す る者のうち知事が必 要と認めるもの 1. 天災その他特別 の事情により滅失 又は損壊した自動 車に代わるものと 認められる自動車 の取得 2. 取得した自動車 がその取得の直後 に天災その他特別 の事情により滅失 又は損壊した場合 における当該自動 車の取得 3. 身体障害者が自 ら運転する自動車 を取得した場合に おける当該自動車 の取得 4. 重度身体障害者 又は精神障害者が 当該重度身体障害 者又は精神障害者 のために当該重度 身体障害者又は精 神障害者と生計を 一にする者が運転 する自動車を取得 した場合(重度身 体障害者で年齢18 歳未満のもの又は 精神障害者と生計 を一にする者が当 該自動車を取得し た場合を含む)及 を一にする者が当 該自動車を取得し た場合を含む)及 び身体障害者又は 精神障害者のみで 構成される世帯の 重度身体障害者又 は精神障害者が当 該重度身体障害者 又は精神障害者の ために当該重度身 体障害者又は精神 障害者を常時介護 する者(当該重度	取得価 額につい て50万円 以下

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条 例 で 定 め る 免 除 及 び 減 免 事 項	免 税 点
自動車 税環境 性能割				<p>身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く。) が運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得</p> <p>5. 構造上身体障害者の利用に供する自動車又は専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車を取得した場合における当該自動車の取得</p> <p>6. 医療法に規定する公的医療機関の開設者が救急自動車、へき地巡回診療の用に供する自動車又は血液事業の用に供する自動車を取得した場合における当該自動車の取得</p>	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
自動車 税種別 割	別紙6のとおり		1. 賦課期日 4月1日 2. 納 期 5月1日～ 5月31日 道路運送車両法 第7条<新規登録> の規定による登録 を賦課期日後翌年 2月末日までの間 に申請をしたとき 登録の申請をし た日	(免除) 1. 商品であって使 用しない自動車 2. 消防専用自動車 及び救急専用自動 車 3. もっぱら公益の 用に直接供する自 動車で知事の認め るもの 4. 平成24年1月1 日から平成29年3 月31日までの間に 新車新規登録を受 けた電気自動車及 びプラグインハイ ブリット自動車 (減免) 1. 天災その他特別 の事情により被害 を受けた者のうち、 知事が必要と認め るもの 2. 一定の身体障害 者が所有する自動 車で自ら運転する もの、又は重度身 体障害者若しくは 精神障害者が所有 する自動車(重度 身体障害者で年齢 18歳未満のもの又 は精神障害者と生 計を一にする者が 所有する自動車を 含む)で当該重度 身体障害者又は精 神障害者のために 同一生計者が運転 するもの及び身体 障害者又は精神障 害者のみで構成さ れる世帯の重度身 体障害者又は精神 障害者が所有する 自動車で、当該重 度身体障害者又は 精神障害者を常時 介護する者(当該 重度身体障害者又 は精神障害者と生 計を一にする者を 除く)が運転する	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
自動車 税種別 割				<p>もののいずれかに該当する自動車のうち、知事が必要と認めるもの（以上いずれも1人について1台に限る。）</p> <p>3. 構造上身体障害者の利用に専ら供するためのものと認められる自動車のうち、知事が必要と認めるもの</p> <p>4. 中古自動車販売業者が、賦課期日において商品として所有し、かつ、展示している自動車のうち、知事が必要と認めるもの</p>	
鉱区税	<p>1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区100アール毎 年額 200円 採掘鉱区100アール毎 年額 400円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 100アール毎 年額 200円</p> <p>3. 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 1の税率の <math>\frac{2}{3}</math> (注) 100アール未満の端数は100アールとみなす。</p>	左に同じ	<p>1. 賦課期日 4月1日</p> <p>2. 納 期 5月15日～ 5月31日</p>	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$	左に同じ	1. 賦課期日 1月1日 2. 納 期 第1期 4月1日～ 4月30日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 12月1日～ 12月25日 第4期 2月1日～ 2月末日	(減免) 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの (免除) 過疎地域内において租税特別措置法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける償却資産で条例の規定によるもの	
狩猟税	1. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 8,200円  2. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 5,500円  3. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 16,500円  4. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 11,000円  5. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円	左に同じ  左に同じ  左に同じ  左に同じ  左に同じ	1. 賦課期日 狩猟者の登録を受ける日 2. 普通徴収の方法による場合の納期は知事が定める日	(減免) 下記のうち知事が必要と認める者 1. 天災その他特別の事情により被害を受けた者 2. 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者	

税 目	税 率	前 年 度 の 税 率	納 期	条例で定める免除 及び減免事項	免税点
狩猟税	<p>6. 狩猟者登録を申請した日前 1年以内に、愛知県内の区域 において鳥獣による生活環境 、農林水産又は生態系に係る 被害の防止等の目的で、鳥獣 保護法に基づく許可捕獲等に 従事した者</p> <p>平成27年4月1日から 平成31年3月31日までの登録</p> <p>1の税率の者 4,100円</p> <p>2の税率の者 2,700円</p> <p>3の税率の者 8,200円</p> <p>4の税率の者 5,500円</p> <p>5の税率の者 2,700円</p>				
産業廃 棄物税	<p>最終処分場に搬入された産業 廃棄物の重量1トンにつき 1,000円</p> <p>自らの産業廃棄物を自ら設置 する最終処分場に搬入する場 合は産業廃棄物の重量1トン につき 500円</p>	左に同じ	毎翌月末日	(減免) 天災その他特別の 事情により被害を受 けた者のうち知事が 必要と認めるもの	



別紙1 自動車取得税の税率（令和元年度）

軽減措置（平成31年4月1日～令和元年9月30日）

1 エコカー減税・中古車特例

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準	（エコカー減税） 新車 「軽減後の税率」		（中古車特例） 中古車 「取得価額から」	
			自家用	営業用又は 軽自動車		
電気自動車 燃料電池車 プラグイン ハイブリッド自動車	—	—	0%		45万円控除	
天然ガス （CNG）自動車	平成30年排出ガス基準適合(3.5t以下の自動車) 又は 平成21年排出ガス基準 10%低減					
クリーンディーゼル 乗用車	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準適合					
ガソリン車 LPG車 （ハイブリット車を含みます。）	★★★★ 平成30年排出ガス基準 50%低減達成 又は 平成17年排出ガス基準 75%低減達成	平成32 年度燃 費基準	+50%	0%		45万円控除
			+40%	0%		45万円控除(※1)
			+30%	1.5%	1.0%	35万円控除(※2)
			+20%	1.5%	1.0%	25万円控除(※3)
			+10%	2.25%	1.5%	15万円控除(※4)
			達成車	2.4%	1.6%	5万円控除(※5)
車両総重量2.5t以 下のガソリン バス・トラック （ハイブリット車を含みます。）	★★★★ 平成30年排出ガス基準 50%低減達成 又は 平成17年排出ガス基準 75%低減達成	平成27 年度燃 費基準	+25%	0%		45万円控除(※6)
			+20%	0.6%	0.4%	35万円控除(※7)
			+15%	1.2%	0.8%	25万円控除(※8)
			+10%	1.8%	1.2%	15万円控除(※9)
			+5%	2.4%	1.6%	5万円控除(※10)
車両総重量2.5t超 3.5t以下のガソリン バス・トラック （ハイブリット車を含みます。）	★★★★ 平成30年排出ガス基準 50%低減達成 又は 平成17年排出ガス基準 75%低減達成	平成27 年度燃 費基準	+15%	0%		45万円控除
			+10%	0.75%	0.5%	35万円控除
			+5%	1.5%	1.0%	25万円控除
			達成車	3.0%	2.0%	15万円控除
	★★★ 平成30年排出ガス基準 25%低減達成 又は 平成17年排出ガス基準 50%低減達成	平成27 年度燃 費基準	+15%	0.75%	0.5%	35万円控除
			+10%	1.5%	1.0%	25万円控除
			+5%	3.0%	2.0%	15万円控除

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準		（エコカー減税） 新 車 「軽減後の税率」		（中古車特例） 中 古 車 「取得価額から」	
				自家用	営業用又は 軽自動車		
車両総重量 2.5t超 3.5t以下の ディーゼル バス・トラック （ハイブリット車を 含みます。）	平成 30 年排出ガス基準適 合 又は 平成 21 年排出ガス基準 10%低減	平成 27 年度燃 費基準	+15%	0%		対象外	
			+10%	0.75%	0.5%		
			+5%	1.5%	1.0%		
	平成 21 年排出ガス基準 適合	平成 27 年度燃 費基準	+15%	0.75%	0.5%		
+10%			1.5%	1.0%			
車両総重量 3.5t超 のディーゼル バス・トラック （ハイブリット車を 含みます。）	平成 28 年排出ガス基準適 合 又は 平成 21 年排出ガス基準 10%低減	平成 27 年度燃 費基準	+15%	0%		45 万円 控除	ディーゼルハイブリッドバス・ トラック（3.5t起のみ対象）
			+10%	0.75%	0.5%	35 万円 控除	
			+5%	1.5%	1.0%	25 万円 控除	
			達成車	3.0%	2.0%	15 万円 控除	

（※）中古車特例：JCO8モード燃費値を算定していない自動車は以下に読み替える。

- ※1 平成22年度燃費基準+110%達成車
- ※2 平成22年度燃費基準+95%達成車
- ※3 平成22年度燃費基準+80%達成車
- ※4 平成22年度燃費基準+65%達成車
- ※5 平成22年度燃費基準+50%達成車
- ※6 平成22年度燃費基準+57%達成車
- ※7 平成22年度燃費基準+50%達成車
- ※8 平成22年度燃費基準+44%達成車
- ※9 平成22年度燃費基準+38%達成車
- ※10 平成22年度燃費基準+32%達成車

2 バリアフリー・ASV特例（新車新規登録に限る。）

対象自動車の区分（新車のみ）		令和元年10月1日～ 令和元年10月31日	令和元年11月1日～ 令和2年3月31日
		「取得価額から」	「取得価額から」
ノンステップバス		1,000万円控除	1,000万円控除
リフト付きバス（乗車定員30人以上）		650万円控除	650万円控除
リフト付きバス（乗車定員30人未満）		200万円控除	200万円控除
ユニバーサルデザインタクシー		100万円控除	100万円控除
衝突被害軽減ブレーキを搭載した	3.5ト超 8ト以下トラック	350万円控除	控除なし
	5ト以下のバス等		
5ト超 12ト以下のバス等			
車両安定性制御装置を搭載した	3.5ト超 8ト以下トラック		
	5ト超 12ト以下のバス等		
車線逸脱警報装置を搭載した	3.5ト超 8ト以下トラック	175万円控除	控除なし
	20ト超 22ト以下トラック	175万円控除	
	5ト以下のバス等	175万円控除	
	5ト超 12ト以下のバス等		
	12ト超のバス等		
衝突被害軽減ブレーキ及び 車両安定性制御装置を搭載した	3.5ト超 8ト以下のトラック	525万円控除	控除なし
	5ト超 12ト以下のバス等		
衝突被害軽減ブレーキ及び 車線逸脱警報装置を搭載した	3.5ト超 8ト以下のトラック	525万円控除	350万円控除
	5ト以下のバス等		
車両安定性制御装置及び 車線逸脱警報装置を搭載した	3.5ト超 8ト以下のトラック	525万円控除	控除なし
	5ト超 12ト以下のバス等		
衝突被害軽減ブレーキ、 車両安定性制御装置及び 車線逸脱警報装置を搭載した	3.5ト超 8ト以下のトラック	525万円控除	350万円控除
	8ト超 20ト以下のトラック	350万円控除	
	5ト超 12ト以下のバス等	525万円控除	

※1 「トラック」は、けん引車及び被けん引車を除いたもの。

※2 「バス等」は、専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）。

軽減措置（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

1 エコカー減税・中古車特例

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準	(エコカー減税) 新車 「軽減後の税率」		(中古車特例) 中古車 「取得価額から」	
			自家用	営業用又は 軽自動車		
電気自動車 燃料電池車 プラグイン ハイブリッド自動車	—	—	0%		45万円控除	
天然ガス (CNG)自動車	平成30年排出ガス基準 適合(3.5t以下の自動車) 又は 平成21年排出ガス基準 10%低減					
クリーンディーゼル 乗用車	平成30年排出ガス基準 適合 又は 平成21年排出ガス基準 適合					
ガソリン車 LPG車 (ハイブリット車を 含みます。)	★★★★ 平成30年排出ガス基準 50%低減達成 又は 平成17年排出ガス基準 75%低減達成	平成32 年度燃 費基準	+50%	0%		45万円控除
			+40%	0%		45万円控除(※1)
			+30%	0.6%	0.4%	35万円控除(※2)
			+20%	1.2%	0.8%	25万円控除(※3)
			+10%	1.8%	1.2%	15万円控除(※4)
			達成車	2.4%	1.6%	5万円控除(※5)
車両総重量 2.5t以下 のガソリン バス・トラック (ハイブリット車を 含みます。)	★★★★ 平成30年排出ガス基準 50%低減達成 又は 平成17年排出ガス基準 75%低減達成	平成27 年度燃 費基準	+25%	0%		45万円控除(※6)
			+20%	0.6%	0.4%	35万円控除(※7)
			+15%	1.2%	0.8%	25万円控除(※8)
			+10%	1.8%	1.2%	15万円控除(※9)
			+5%	2.4%	1.6%	5万円控除(※10)
車両総重量 2.5t超 3.5t以下のガソリン バス・トラック (ハイブリット車を 含みます。)	★★★★ 平成30年排出ガス基準 50%低減達成 又は 平成17年排出ガス基準 75%低減達成	平成27 年度燃 費基準	+15%	0%		45万円控除
			+10%	0.75%	0.5%	35万円控除
			+5%	1.5%	1.0%	25万円控除
			達成車	2.25%	1.5%	15万円控除
	★★★ 平成30年排出ガス基準 25%低減達成 又は 平成17年排出ガス基準 50%低減達成	平成27 年度燃 費基準	+15%	0.75%	0.5%	35万円控除
			+10%	1.5%	1.0%	25万円控除
			+5%	2.25%	1.5%	15万円控除

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準	(エコカー減税) 新車 「軽減後の税率」		(中古車特例) 中古車 「取得価額から」		
			自家用	営業用又は軽自動車			
車両総重量 2.5t超 3.5t以下の ディーゼル バス・トラック (ハイブリット車を 含みます。)	平成 30 年排出ガス基準 適合 又は 平成 21 年排出ガス基準 10%低減	平成 27 年度燃 費基準	+15%	0%		対象外	
			+10%	0.75%	0.5%		
			+5%	1.5%	1.0%		
			達成車	2.25%	1.5%		
	平成 21 年排出ガス基準 適合	平成 27 年度燃 費基準	+15%	0.75%	0.5%		
			+10%	1.5%	1.0%		
+5%			2.25%	1.5%			
車両総重量 3.5t超 のディーゼル バス・トラック (ハイブリット車を 含みます。)	平成 28 年排出ガス基準 適合 又は 平成 21 年排出ガス基準 10%低減	平成 27 年度燃 費基準	+15%	0%		45 万円 控除	ディーゼルハイブリッドバス・ トラック(3.5t超)のみ対象
			+10%	0.75%	0.5%	35 万円 控除	
			+5%	1.5%	1.0%	25 万円 控除	
			達成車	2.25%	1.5%	15 万円 控除	

(※) 中古車特例：JCO8モード燃費値を算定していない自動車は以下に読み替える。

- ※1 平成22年度燃費基準+110%達成車
- ※2 平成22年度燃費基準+95%達成車
- ※3 平成22年度燃費基準+80%達成車
- ※4 平成22年度燃費基準+65%達成車
- ※5 平成22年度燃費基準+50%達成車
- ※6 平成22年度燃費基準+57%達成車
- ※7 平成22年度燃費基準+50%達成車
- ※8 平成22年度燃費基準+44%達成車
- ※9 平成22年度燃費基準+38%達成車
- ※10 平成22年度燃費基準+32%達成車

2 バリアフリー・ASV特例（新車新規登録に限る。）

対象自動車の区分(新車のみ)			「取得価額から」	
ノンステップバス			1,000 万円控除	
リフト付きバス	乗車定員 30 人以上		650 万円控除	
	乗車定員 30 人未満		200 万円控除	
ユニバーサルデザインタクシー			100 万円控除	
衝突被害軽減ブレーキを搭載した	トラック(※1)	3.5 トン超 8 トン以下	350 万円控除	
		8 トン超 20 トン以下(平成 30 年 10 月 31 日まで)		
	バス等(※2)	5 トン以下		
		5 トン超 12 トン以下		
衝突被害軽減ブレーキを搭載した	トラック(※1)	3.5 トン超 8 トン以下		350 万円控除
		8 トン超 20 トン以下(平成 30 年 10 月 31 日まで)		
バス等(※2)	5 トン超 12 トン以下			
	衝突被害軽減ブレーキを搭載した	トラック(※1)	3.5 トン超 8 トン以下	
車線逸脱警報装置を搭載した	8 トン超 20 トン以下(平成 30 年 10 月 31 日まで)			
	バス等(※2)		20 トン超 22 トン以下	
衝突被害軽減ブレーキを搭載した			トラック(※1)	3.5 トン超 8 トン以下
	8 トン超 20 トン以下(平成 30 年 10 月 31 日まで)			
車線逸脱警報装置を搭載した	トラック(※1)	20 トン超 22 トン以下(平成 30 年 10 月 31 日まで)		
		バス等(※2)	5 トン超 12 トン以下	
衝突被害軽減ブレーキを搭載した	トラック(※1)		3.5 トン超 8 トン以下	525 万円控除
		8 トン超 20 トン以下(平成 30 年 10 月 31 日まで)		
車線逸脱警報装置を搭載した	トラック(※1)	5 トン以下		
		バス等(※2)	5 トン超 12 トン以下	
衝突被害軽減ブレーキを搭載した	トラック(※1)		3.5 トン超 8 トン以下	
		8 トン超 20 トン以下(平成 30 年 10 月 31 日まで)		
		8 トン超 20 トン以下(平成 30 年 11 月 1 日以降)		
		20 トン超 22 トン以下(平成 30 年 10 月 31 日まで)		
衝突被害軽減ブレーキを搭載した	トラック(※1)	3.5 トン超 8 トン以下	525 万円控除	
		8 トン超 20 トン以下(平成 30 年 10 月 31 日まで)		
車線逸脱警報装置を搭載した	トラック(※1)	5 トン超 12 トン以下		
		バス等(※2)		5 トン超 12 トン以下

※1 「トラック」は、けん引車及び被けん引車を除いたもの。

※2 「バス等」は、専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）。

自動車税年税額一覧

車種別	年額（円）	自家用				営業用			
		標準税率	重課	概ね75% 軽減	概ね50% 軽減	標準税率	重課	概ね75% 軽減	概ね50% 軽減
乗 用 車	電気自動車（燃料電池車を含む）	29,500		7,500	15,000	7,500		2,000	4,000
	総排気量 1ℓ以下	29,500	33,900	7,500	15,000	7,500	8,600	2,000	4,000
	1.1ℓ超～1.5ℓ以下	34,500	39,600	9,000	17,500	8,500	9,700	2,500	4,500
	1.6ℓ超～2ℓ以下	39,500	45,400	10,000	20,000	9,500	10,900	2,500	5,000
	2ℓ超～2.5ℓ以下	45,000	51,700	11,500	22,500	13,800	15,800	3,500	7,000
	2.5ℓ超～3ℓ以下	51,000	58,600	13,000	25,500	15,700	18,000	4,000	8,000
	3ℓ超～3.5ℓ以下	58,000	66,700	14,500	29,000	17,900	20,500	4,500	9,000
	3.5ℓ超～4ℓ以下	66,500	76,400	17,000	33,500	20,500	23,500	5,500	10,500
ト ラ ク ツ ク	4ℓ超～4.5ℓ以下	76,500	87,900	19,500	38,500	23,600	27,100	6,000	12,000
	4.5ℓ超～6ℓ以下	88,000	101,200	22,000	44,000	27,200	31,200	7,000	14,000
	6ℓ超	111,000	127,600	28,000	55,500	40,700	46,800	10,500	20,500
	乗車定員 1ℓ以下	13,200	14,500	3,300	6,600	10,200	11,200	3,000	5,300
	1.1ℓ超	16,700	18,300	4,300	8,600	12,700	14,000	3,500	6,300
	1.2ℓ超～1.5ℓ以下	14,300	15,700	3,600	7,200	11,200	12,300	3,200	5,800
	1.6ℓ超～1.8ℓ以下	17,800	19,500	4,600	9,200	13,700	15,100	3,700	6,800
	1.9ℓ超～2.4ℓ以下	16,000	17,600	4,000	8,000	12,800	14,000	3,600	6,700
2.5ℓ超～3.4ℓ以下	19,500	21,400	5,000	10,000	15,300	16,800	4,100	7,700	
3.5ℓ超～4.4ℓ以下	24,000	26,400	6,000	12,000	18,300	20,100	4,600	9,200	
ト ラ ク ツ ク	最大積載量 1t以下	8,000	8,800	2,000	4,000	6,500	7,100	2,000	3,500
	1t超～2t以下	11,500	12,600	3,000	6,000	9,000	9,900	2,500	4,500
	2t超～3t以下	16,000	17,600	4,000	8,000	12,000	13,200	3,000	6,000
	3t超～4t以下	20,500	22,500	5,500	10,500	15,000	16,500	4,000	7,500
	4t超～5t以下	25,500	28,000	6,500	13,000	18,500	20,300	5,000	9,500
	5t超～6t以下	30,000	33,000	7,500	15,000	22,000	24,200	5,500	11,000
	6t超～7t以下	35,000	38,500	9,000	17,500	25,500	28,000	6,500	13,000
	7t超～8t以下	40,500	44,500	10,500	20,500	29,500	32,400	7,500	15,000
	8t超～9t以下	46,800	51,400	12,100	23,700	34,200	37,500	8,700	17,400
	9t超～10t以下	53,100	58,300	13,700	26,900	38,900	42,600	9,900	19,800
	10t超～11t以下	59,400	65,200	15,300	30,100	43,600	47,700	11,100	22,200
	11t超～12t以下	65,700	72,100	16,900	33,300	48,300	52,800	12,300	24,600
	12t超～13t以下	72,000	79,000	18,500	36,500	53,000	57,900	13,500	27,000
	13t超～14t以下	78,300	85,900	20,100	39,700	57,700	63,000	14,700	29,400
	14t超～15t以下	84,600	92,800	21,700	42,900	62,400	68,100	15,900	31,800
15t超～16t以下	90,900	99,700	23,300	46,100	67,100	73,200	17,100	34,200	
自 用 車	小型自動車であるもの	10,200	11,200	3,000	5,500	7,500	8,200	2,000	4,000
	普通自動車であるもの	20,600	22,600	5,500	10,500	15,100	16,600	4,000	8,000
	小型自動車であるもの	5,300				3,900			
	普通自動車で最大積載量が8t以下	10,200				7,500			
自 用 車	普通自動車で最大積載量が8t超	10,200円に8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算				7,500円に8トンを超える1トンまでごとに3,800円を加算			
	乗車定員 30人以下					12,000		3,000	6,000
バ ス	30人超～40人以下					14,500		4,000	7,500
	40人超～50人以下					17,500		4,500	9,000
	50人超～60人以下					20,000		5,000	10,000
	60人超～70人以下					22,500		6,000	11,500
	70人超～80人以下					25,500		6,500	13,000
	80人超					29,000		7,500	14,500
そ の 他	乗車定員 30人以下	33,000	36,300	8,500	16,500	26,500	29,100	7,000	13,500
	30人超～40人以下	41,000	45,100	10,500	20,500	32,000	35,200	8,000	16,000
	40人超～50人以下	49,000	53,900	12,500	24,500	38,000	41,800	9,500	19,000
	50人超～60人以下	57,000	62,700	14,500	28,500	44,000	48,400	11,000	22,000
	60人超～70人以下	65,500	72,000	16,500	33,000	50,500	55,500	13,000	25,500
	70人超～80人以下	74,000	81,400	18,500	37,000	57,000	62,700	14,500	28,500
80人超	83,000	91,300	21,000	41,500	64,000	70,400	16,000	32,000	
特 種 用 途 自 動 車	小型三輪車	6,000	6,900	1,500	3,000	4,500	5,100	1,500	2,500
	雲きゅう車					10,100	11,600	3,000	5,500
	小型三輪車	6,000	6,900	1,500	3,000	4,500	5,100	1,500	2,500
	小型四輪車	13,200	14,500	3,300	6,600	10,200	11,200	3,000	5,300
	普通自動車	18,400	21,100	5,000	9,500	13,500	15,500	3,500	7,000
	総排気量 1ℓ以下	23,600	27,100	6,000	12,000				
	1ℓ超～1.5ℓ以下	27,600	31,700	7,000	14,000				
	1.5ℓ超～2ℓ以下	31,600	36,300	8,000	16,000				
	2ℓ超～2.5ℓ以下	36,000	41,400	9,000	18,000				
	2.5ℓ超～3ℓ以下	40,800	46,900	10,500	20,500				
3ℓ超～3.5ℓ以下	46,400	53,300	12,000	23,500					
3.5ℓ超～4ℓ以下	53,200	61,100	13,500	27,000					
4ℓ超～4.5ℓ以下	61,200	70,300	15,500	31,000					
4.5ℓ超～6ℓ以下	70,400	80,900	18,000	35,500					
6ℓ超	88,800	102,100	22,500	44,500					

自動車税のグリーン化税制

1 自動車税の軽減

平成30年度に新車新規登録を受けた下表の自動車は、税率（年税額）が免除・軽減される。

軽減対象自動車の区分		免除・軽減率
電気自動車(燃料電池車を含みます。)		全額免除(※)
プラグインハイブリッド自動車		全額免除(※)
天然ガス自動車(平成 21 年排出ガス基準 10%以上低減又は平成 30 年排出ガス基準適合)		概ね 75%軽減 (2019 年度のみ)
クリーンディーゼル乗用車(平成 21 年排出ガス基準適合又は平成 30 年排出ガス基準適合)		
排ガス性能	燃費性能	
平成 30 年排出ガス基準 50%低減 又は 平成 17 年排出ガス基準 75%低減	平成 32 年度燃費基準+30%達成	概ね 75%軽減 (2019 年度のみ)
	平成 32 年度燃費基準+10%達成	概ね 50%軽減 (2019 年度のみ)

(※) 電気自動車(燃料電池車を含む)・プラグインハイブリッド自動車に対する愛知県独自の課税免除制度

平成26年度から令和2年度までに新車新規登録を受けたものは、新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分が全額免除となる。

2 自動車税の重課

平成31年4月1日現在において一定の自動車(※)を除き、初度登録年月日から13年を経過したガソリン車・LPG車、11年を経過したディーゼル車は、概ね15%(バス・トラックは概ね10%)重課される。

重課対象自動車の種類及び新車新規登録の時期	税率が重くなる年度	
ガソリン車・LPG車 (新車新規登録から13年を超えるもの)	平成 17 年 3 月以前	すでに開始されています。
	平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月	2019 年度以降
ディーゼル車 (新車新規登録から11年を超えるもの)	平成 19 年 3 月以前	すでに開始されています。
	平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月	2019 年度以降

(※) 一般乗合用バス、被けん引車、低公害車(電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車)は上記の対象自動車から除かれる。



自動車税年税額一覧

車種別	年額(円)	自家用				営業用			
		標準税率	重課	概ね75% 軽課	概ね50% 軽課	標準税率	重課	概ね75% 軽課	概ね50% 軽課
乗 用 車	総排気量 1ℓ以下	29,500	33,900	7,500	15,000	7,500	8,600	2,000	4,000
	1.5ℓ超～1.5ℓ以下 ロータリーエンジンを 原動機とするもの排気量 3分の24超 1ℓ以下	34,500	39,600	9,000	17,500	8,500	9,700	2,500	4,500
	2ℓ超～2ℓ以下	39,500	45,400	10,000	20,000	9,500	10,900	2,500	5,000
	2ℓ超～2.5ℓ以下	45,000	51,700	11,500	22,500	13,800	15,800	3,500	7,000
	2.5ℓ超～3ℓ以下	51,000	58,600	13,000	25,500	15,700	18,000	4,000	8,000
	3ℓ超～3.5ℓ以下	58,000	66,700	14,500	29,000	17,900	20,500	4,500	9,000
	3.5ℓ超～4ℓ以下	66,500	76,400	17,000	33,500	20,500	23,500	5,500	10,500
	4ℓ超～4.5ℓ以下	76,500	87,900	19,500	38,500	23,600	27,100	6,000	12,000
4.5ℓ超～6ℓ以下	88,000	101,200	22,000	44,000	27,200	31,200	7,000	14,000	
6ℓ超	111,000	127,600	28,000	55,500	40,700	46,800	10,500	20,500	
貨 客 兼 用 車	総排気量 1ℓ以下 最大積載量 1t以下	13,200	14,500	3,300	6,600	10,200	11,200	3,000	5,300
	1.5ℓ超～1.5ℓ以下	16,700	18,300	4,300	8,600	12,700	14,000	3,500	6,300
	1.5ℓ超～1.5ℓ以下 ロータリーエンジンを原動機とする もの排気量3分の24超12ℓ以下	14,300	15,700	3,600	7,200	11,200	12,300	3,200	5,800
	1.5ℓ超～1.5ℓ以下	17,800	19,500	4,600	9,200	13,700	15,100	3,700	6,800
	1.5ℓ超～1.5ℓ以下 ロータリーエンジンを原動機 とするもの排気量12ℓ以下	16,000	17,600	4,000	8,000	12,800	14,000	3,600	6,700
	1.5ℓ超～1.5ℓ以下	19,500	21,400	5,000	10,000	15,300	16,800	4,100	7,700
	1.5ℓ超～1.5ℓ以下	24,000	26,400	6,000	12,000	18,300	20,100	4,600	9,200
	最大積載量 1t以下	8,000	8,800	2,000	4,000	6,500	7,100	2,000	3,500
1t超～2t以下	11,500	12,600	3,000	6,000	9,000	9,900	2,500	4,500	
2t超～3t以下	16,000	17,600	4,000	8,000	12,000	13,200	3,000	6,000	
3t超～4t以下	20,500	22,500	5,500	10,500	15,000	16,500	4,000	7,500	
4t超～5t以下	25,500	28,000	6,500	13,000	18,500	20,300	5,000	9,500	
5t超～6t以下	30,000	33,000	7,500	15,000	22,000	24,200	5,500	11,000	
6t超～7t以下	35,000	38,500	9,000	17,500	25,500	28,000	6,500	13,000	
7t超～8t以下	40,500	44,500	10,500	20,500	29,500	32,400	7,500	15,000	
8t超～9t以下	46,800	51,400	12,100	23,700	34,200	37,500	8,700	17,400	
9t超～10t以下	53,100	58,300	13,700	26,900	38,900	42,600	9,900	19,800	
10t超～11t以下	59,400	65,200	15,300	30,100	43,600	47,700	11,100	22,200	
11t超～12t以下	65,700	72,100	16,900	33,300	48,300	52,800	12,300	24,600	
12t超～13t以下	72,000	79,000	18,500	36,500	53,000	57,900	13,500	27,000	
13t超～14t以下	78,300	85,900	20,100	39,700	57,700	63,000	14,700	29,400	
14t超～15t以下	84,600	92,800	21,700	42,900	62,400	68,100	15,900	31,800	
15t超～16t以下	90,900	99,700	23,300	46,100	67,100	73,200	17,100	34,200	
自動車引	小型自動車であるもの	10,200	11,200	3,000	5,500	7,500	8,200	2,000	4,000
自動車引	普通自動車であるもの	20,600	22,600	5,500	10,500	15,100	16,600	4,000	8,000
自動車引	小型自動車であるもの	5,300				3,900			
自動車引	普通自動車で最大積載量が8t以下	10,200				7,500			
自動車引	普通自動車で最大積載量が8t超	10,200円に8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算				7,500円に8トンを超える1トンまでごとに3,800円を加算			
バ ス	乗車定員 30人以下					12,000		3,000	6,000
	30人超～40人以下					14,500		4,000	7,500
	40人超～50人以下					17,500		4,500	9,000
	50人超～60人以下					20,000		5,000	10,000
	60人超～70人以下					22,500		6,000	11,500
	70人超～80人以下					25,500		6,500	13,000
	80人超					29,000		7,500	14,500
	乗車定員 30人以下	33,000	36,300	8,500	16,500	26,500	29,100	7,000	13,500
	30人超～40人以下	41,000	45,100	10,500	20,500	32,000	35,200	8,000	16,000
	40人超～50人以下	49,000	53,900	12,500	24,500	38,000	41,800	9,500	19,000
50人超～60人以下	57,000	62,700	14,500	28,500	44,000	48,400	11,000	22,000	
60人超～70人以下	65,500	72,000	16,500	33,000	50,500	55,500	13,000	25,500	
70人超～80人以下	74,000	81,400	18,500	37,000	57,000	62,700	14,500	28,500	
80人超	83,000	91,300	21,000	41,500	64,000	70,400	16,000	32,000	
小 型 三 輪 車	6,000	6,900	1,500	3,000	4,500	5,100	1,500	2,500	
霊 き ゆ う 車					10,100	11,600	3,000	5,500	
小 型 三 輪 車	6,000	6,900	1,500	3,000	4,500	5,100	1,500	2,500	
小 型 四 輪 車	13,200	14,500	3,300	6,600	10,200	11,200	3,000	5,300	
普 通 自 動 車	18,400	21,100	5,000	9,500	13,500	15,500	3,500	7,000	
特 種 用 途 自 動 車	1ℓ以下	23,600	27,100	6,000	12,000				
	1ℓ超～1.5ℓ以下	27,600	31,700	7,000	14,000				
	1.5ℓ超～2ℓ以下	31,600	36,300	8,000	16,000				
	2ℓ超～2.5ℓ以下	36,000	41,400	9,000	18,000				
	2.5ℓ超～3ℓ以下	40,800	46,900	10,500	20,500				
	3ℓ超～3.5ℓ以下	46,400	53,300	12,000	23,500				
	3.5ℓ超～4ℓ以下	53,200	61,100	13,500	27,000				
	4ℓ超～4.5ℓ以下	61,200	70,300	15,500	31,000				
4.5ℓ超～6ℓ以下	70,400	80,900	18,000	35,500					
6ℓ超	88,800	102,100	22,500	44,500					

自動車税のグリーン化税制

1 自動車税の軽減

平成29年度に新車新規登録を受けた下表の自動車は、税率（年税額）が免除・軽減される。

軽減対象自動車の区分		免除・軽減率
電気自動車(燃料電池車を含みます。)		全額免除(※)
プラグインハイブリッド自動車		
天然ガス自動車(平成21年排出ガス基準10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合)		概ね75%軽減 (平成30年度のみ)
クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準適合又は平成30年排出ガス基準適合)		
排ガス性能	燃費性能	
平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減	平成32年度燃費基準+30%達成	概ね75%軽減 (平成30年度のみ)
	平成32年度燃費基準+10%達成	概ね50%軽減 (平成30年度のみ)

(※) 電気自動車(燃料電池車を含む)・プラグインハイブリッド自動車に対する愛知県独自の課税免除制度  
平成25年度から平成31年度までに新車新規登録を受けたものは、新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分が全額免除となる。

2 自動車税の重課

平成30年4月1日現在において一定の自動車(※)を除き、初度登録年月日から13年を経過したガソリン車・LPG車、11年を経過したディーゼル車は、概ね15%(バス・トラックは概ね10%)重課される。

重課対象自動車の種類及び新車新規登録の時期	税率が重くなる年度	
ガソリン車・LPG車 (新車新規登録から13年を超えるもの)	平成16年3月以前	すでに開始されています。
	平成16年4月～平成17年3月	平成30年度以降
ディーゼル車 (新車新規登録から11年を超えるもの)	平成18年3月以前	すでに開始されています。
	平成18年4月～平成19年3月	平成30年度以降

(※) 一般乗合用バス、被けん引車、低公害車(電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車)は上記の対象自動車から除かれる。

軽減措置（令和元年10月1日～令和3年3月31日）

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準		自動車税環境性能割		軽自動車税環境性能割	
				自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車 (燃料電池車を含む)	—	—		0%		0%	
天然ガス (CNG)自動車	平成30年排出ガス 基準適合(3.5t以下 の自動車) 又は 平成21年排出ガス 基準10%低減	—		0%		0%	
プラグインハイブリッド自動車	—	—		0%		0%	
クリーンディーゼル乗用車	平成30年排出ガス 基準適合 又は 平成21年排出ガス 基準適合	—		0%		0%	
ガソリンハイブリッド乗用車  LPG乗用車  ガソリン乗用車	★★★★ 平成30年排出ガス 基準50%低減達成 又は 平成17年排出ガス 基準75%低減達成	令和2 (2020)年度 燃費基準	+40%	0%		0%	
			+30%	0%		0%	
			+20%	0%		0%	
			+10%	1%(0%)			
		平成27年度燃費基準	達成車	2%(1%)	0.5%	1%(0%)	0.5%
上記以外				3%(2%)	2%	2%(1%)	2%
ガソリンハイブリッドバス・トラック (2.5トﾝ以下)  ガソリンバス・トラック (2.5トﾝ以下)	★★★★ 平成30年排出ガス 基準50%低減達成 又は 平成17年排出ガス 基準75%低減達成	平成27年度燃費基準	+25%	0%		0%	
			+20%	0%		0%	
			+15%	1%	0.5%	1%	0.5%
			+10%	2%	1%	2%	1%
		+5%	3%	2%	2%	2%	
上記以外				3%	2%	2%	2%
ガソリンハイブリッドバス・トラック (2.5トﾝ超～3.5トﾝ以下)  ガソリンバス・トラック (2.5トﾝ超～3.5トﾝ以下)	★★★★ 平成30年排出ガス 基準50%低減達成 又は 平成17年排出ガス 基準75%低減達成	平成27年度燃費基準	+15%	0%		—	
			+10%	0%		—	
			+5%	1%	0.5%		
			達成車	2%	1%		
	★★★★ 平成30年排出ガス 基準25%低減達成 又は 平成17年排出ガス 基準50%低減達成	平成27年度燃費基準	+15%	0%		—	
		+10%	1%	0.5%			
		+5%	2%	1%			
上記以外				3%	2%		

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準		自動車税環境性能割		軽自動車税環境性能割	
				自家用	営業用	自家用	営業用
ディーゼルハイブリッドバス・トラック (2.5ト超～3.5ト以下)	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準10%低減	平成27年度燃費基準	+15%	0%			
			+10%				
			+5%	1%	0.5%		
			達成車	2%	1%		
	平成21年排出ガス基準適合	平成27年度燃費基準	+15%	0%			
			+10%	1%	0.5%		
5%			2%	1%			
上記以外				3%	2%		
ディーゼルハイブリッドバス・トラック (3.5ト超)	平成28年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準10%低減	平成27年度燃費基準	+15%	0%			
			+10%				
			+5%	1%	0.5%		
			達成車	2%	1%		
	平成21年排出ガス基準適合	平成27年度燃費基準	+15%	0%			
			+10%	1%	0.5%		
+5%			2%	1%			
達成車				3%	2%		
上記以外				3%	2%		

2 バリアフリー・ASV特例（新車新規登録に限る。）

対象自動車の区分（新車のみ）		令和元年10月1日～ 令和元年10月31日	令和元年11月1日～ 令和2年3月31日
		「取得価額から」	「取得価額から」
ノンステップバス		1,000万円控除	1,000万円控除
リフト付きバス（乗車定員30人以上）		650万円控除	650万円控除
リフト付きバス（乗車定員30人未満）		200万円控除	200万円控除
ユニバーサルデザインタクシー		100万円控除	100万円控除
衝突被害軽減ブレーキを搭載した	3.5ト超 8ト以下トラック	350万円控除	控除なし
	5ト以下のバス等		
	5ト超 12ト以下のバス等		
車両安定性制御装置を搭載した	3.5ト超 8ト以下トラック	350万円控除	控除なし
	5ト超 12ト以下のバス等		
車線逸脱警報装置を搭載した	3.5ト超 8ト以下トラック	175万円控除	控除なし
	20ト超 22ト以下トラック	175万円控除	
	5ト以下のバス等	175万円控除	
	5ト超 12ト以下のバス等		
衝突被害軽減ブレーキ及び 車両安定性制御装置を搭載した	3.5ト超 8ト以下のトラック	525万円控除	控除なし
	5ト超 12ト以下のバス等		
衝突被害軽減ブレーキ及び 車線逸脱警報装置を搭載した	3.5ト超 8ト以下のトラック	525万円控除	350万円控除
	5ト以下のバス等		
	5ト超 12ト以下のバス等		
車両安定性制御装置及び 車線逸脱警報装置を搭載した	3.5ト超 8ト以下のトラック	525万円控除	控除なし
	5ト超 12ト以下のバス等		
衝突被害軽減ブレーキ、 車両安定性制御装置及び 車線逸脱警報装置を搭載した	3.5ト超 8ト以下のトラック	525万円控除	350万円控除
	8ト超 20ト以下のトラック	350万円控除	
	5ト超 12ト以下のバス等	525万円控除	

※1 「トラック」は、けん引車及び被けん引車を除いたもの。

※2 「バス等」は、専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）。

自動車税年税額一覧

※乗用車とキャンピング車の（）内の税率は令和元10月1日以降に新車新規登録のあった自動車の税率

車種別	年額（円）	自家用				営業用			
		標準税率	重課	概ね75% 軽減	概ね50% 軽減	標準税率	重課	概ね75% 軽減	概ね50% 軽減
乗用車	電気自動車（燃料電池車を含む）	29,500 (25,000)		7,500 (6,500)	15,000 (12,500)	7,500		2,000	4,000
	総排気量 1 ℓ以下	29,500 (25,000)	33,900	7,500 (6,500)	15,000 (12,500)	7,500	8,600	2,000	4,000
	1.5 ℓ超～ 1.9 ℓ以下	34,500 (30,500)	39,600	9,000 (8,000)	17,500 (15,500)	8,500	9,700	2,500	4,500
	1.5 ℓ超～ 2 ℓ以下	39,500 (36,000)	45,400	10,000 (9,000)	20,000 (18,000)	9,500	10,900	2,500	5,000
	2 ℓ超～2.5 ℓ以下	45,000 (43,500)	51,700	11,500 (11,000)	22,500 (22,000)	13,800	15,800	3,500	7,000
	2.5 ℓ超～3 ℓ以下	51,000 (50,000)	58,600	13,000 (12,500)	25,500 (25,000)	15,700	18,000	4,000	8,000
	3 ℓ超～3.5 ℓ以下	58,000 (57,000)	66,700	14,500 (14,500)	29,000 (28,500)	17,900	20,500	4,500	9,000
	3.5 ℓ超～4 ℓ以下	66,500 (65,500)	76,400	17,000 (16,500)	33,500 (33,000)	20,500	23,500	5,500	10,500
	4 ℓ超～4.5 ℓ以下	76,500 (75,500)	87,900	19,500 (19,000)	38,500 (38,000)	23,600	27,100	6,000	12,000
	4.5 ℓ超～6 ℓ以下	88,000 (87,000)	101,200	22,000 (22,000)	44,000 (43,500)	27,200	31,200	7,000	14,000
6 ℓ超	111,000 (110,000)	127,600	28,000 (27,500)	55,500 (55,000)	40,700	46,800	10,500	20,500	
トラック	総排気量 1 ℓ以下	13,200	14,500	3,300	6,600	10,200	11,200	3,000	5,300
	1 ℓ超～2 ℓ以下	16,700	18,300	4,300	8,600	12,700	14,000	3,500	6,300
	1.5 ℓ超～1.9 ℓ以下	14,300	15,700	3,600	7,200	11,200	12,300	3,200	5,800
	1.5 ℓ超～2 ℓ以下	17,800	19,500	4,600	9,200	13,700	15,100	3,700	6,800
	1.5 ℓ超～2 ℓ以下	16,000	17,600	4,000	8,000	12,800	14,000	3,600	6,700
	1.5 ℓ超～2 ℓ以下	19,500	21,400	5,000	10,000	15,300	16,800	4,100	7,700
	1.5 ℓ超～2 ℓ以下	24,000	26,400	6,000	12,000	18,300	20,100	4,600	9,200
	最大積載量 1 t以下	8,000	8,800	2,000	4,000	6,500	7,100	2,000	3,500
	1 t超～2 t以下	11,500	12,600	3,000	6,000	9,000	9,900	2,500	4,500
	2 t超～3 t以下	16,000	17,600	4,000	8,000	12,000	13,200	3,000	6,000
3 t超～4 t以下	20,500	22,500	5,500	10,500	15,000	16,500	4,000	7,500	
4 t超～5 t以下	25,500	28,000	6,500	13,000	18,500	20,300	5,000	9,500	
5 t超～6 t以下	30,000	33,000	7,500	15,000	22,000	24,200	5,500	11,000	
6 t超～7 t以下	35,000	38,500	9,000	17,500	25,500	28,000	6,500	13,000	
7 t超～8 t以下	40,500	44,500	10,500	20,500	29,500	32,400	7,500	15,000	
8 t超～9 t以下	46,800	51,400	12,100	23,700	34,200	37,500	8,700	17,400	
9 t超～10 t以下	53,100	58,300	13,700	26,900	38,900	42,600	9,900	19,800	
10 t超～11 t以下	59,400	65,200	15,300	30,100	43,600	47,700	11,100	22,200	
11 t超～12 t以下	65,700	72,100	16,900	33,300	48,300	52,800	12,300	24,600	
12 t超～13 t以下	72,000	79,000	18,500	36,500	53,000	57,900	13,500	27,000	
13 t超～14 t以下	78,300	85,900	20,100	39,700	57,700	63,000	14,700	29,400	
14 t超～15 t以下	84,600	92,800	21,700	42,900	62,400	68,100	15,900	31,800	
15 t超～16 t以下	90,900	99,700	23,300	46,100	67,100	73,200	17,100	34,200	
小型自動車であるもの	10,200	11,200	3,000	5,500	7,500	8,200	2,000	4,000	
普通自動車であるもの	20,600	22,600	5,500	10,500	15,100	16,600	4,000	8,000	
小型自動車であるもの	5,300				3,900				
普通自動車で最大積載量が8t以下	10,200				7,500				
普通自動車で最大積載量が8t超		10,200円に8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算				7,500円に8トンを超える1トンまでごとに3,800円を加算			
バス	乗車定員 30人以下					12,000		3,000	6,000
	30人超～40人以下					14,500		4,000	7,500
	40人超～50人以下					17,500		4,500	9,000
	50人超～60人以下					20,000		5,000	10,000
	60人超～70人以下					22,500		6,000	11,500
	70人超～80人以下					25,500		6,500	13,000
	80人超					29,000		7,500	14,500
	乗車定員 30人以下	33,000	36,300	8,500	16,500	26,500	29,100	7,000	13,500
	30人超～40人以下	41,000	45,100	10,500	20,500	32,000	35,200	8,000	16,000
	40人超～50人以下	49,000	53,900	12,500	24,500	38,000	41,800	9,500	19,000
50人超～60人以下	57,000	62,700	14,500	28,500	44,000	48,400	11,000	22,000	
60人超～70人以下	65,500	72,000	16,500	33,000	50,500	55,500	13,000	25,500	
70人超～80人以下	74,000	81,400	18,500	37,000	57,000	62,700	14,500	28,500	
80人超	83,000	91,300	21,000	41,500	64,000	70,400	16,000	32,000	
小型三輪車	6,000	6,900	1,500	3,000	4,500	5,100	1,500	2,500	
無き					10,100	11,600	3,000	5,500	
小型三輪車	6,000	6,900	1,500	3,000	4,500	5,100	1,500	2,500	
小型四輪車	13,200	14,500	3,300	6,600	10,200	11,200	3,000	5,300	
普通自動車	18,400	21,100	5,000	9,500	13,500	15,500	3,500	7,000	
特種用途自動車	総排気量 1 ℓ以下	23,600 (20,000)	27,100	6,000 (5,000)	12,000 (10,000)				
	1 ℓ超～1.5 ℓ以下	27,600 (24,400)	31,700	7,000 (6,500)	14,000 (12,500)				
	1.5 ℓ超～2 ℓ以下	31,600 (28,800)	36,300	8,000 (7,500)	16,000 (14,500)				
	2 ℓ超～2.5 ℓ以下	36,000 (34,800)	41,400	9,000 (9,000)	18,000 (17,500)				
	2.5 ℓ超～3 ℓ以下	40,800 (40,000)	46,900	10,500 (10,000)	20,500 (20,000)				
	3 ℓ超～3.5 ℓ以下	46,400 (45,600)	53,300	12,000 (11,500)	23,500 (23,000)				
	3.5 ℓ超～4 ℓ以下	52,000 (52,400)	61,100	13,500 (13,500)	27,000 (26,500)				
	4 ℓ超～4.5 ℓ以下	61,200 (60,400)	70,300	15,500 (15,500)	31,000 (30,500)				
	4.5 ℓ超～6 ℓ以下	70,400 (69,600)	80,900	18,000 (17,500)	35,500 (35,000)				
	6 ℓ超	88,800 (88,000)	102,100	22,500 (22,000)	44,500 (44,000)				

自動車税のグリーン化税制

1 自動車税の軽減

平成30年度に新車新規登録を受けた下表の自動車は、税率（年税額）が免除・軽減される。

軽減対象自動車の区分		免除・軽減率
電気自動車(燃料電池車を含みます。)		全額免除(※)
プラグインハイブリッド自動車		
天然ガス自動車(平成21年排出ガス基準10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合)		概ね75%軽減 (令和2(2020)年度のみ)
クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準適合又は平成30年排出ガス基準適合)		
排ガス性能	燃費性能	
平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減	令和2(2020)年度燃費基準+30%達成	概ね75%軽減 (令和2(2020)年度のみ)
	令和2(2020)年度燃費基準+10%達成	概ね50%軽減 (令和2(2020)年度のみ)

(※) 電気自動車(燃料電池車を含む)・プラグインハイブリッド自動車に対する愛知県独自の課税免除制度

平成26年度から令和2年度までに新車新規登録を受けたものは、新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分が全額免除となる。

2 自動車税の重課

平成31年4月1日現在において一定の自動車(※)を除き、初度登録年月日から13年を経過したガソリン車・LPG車、11年を経過したディーゼル車は、概ね15%(バス・トラックは概ね10%)重課される。

重課対象自動車の種類及び新車新規登録の時期	税率が重くなる年度	
ガソリン車・LPG車 (新車新規登録から13年を超えるもの)	平成18年3月以前	すでに開始されています。
	平成18年4月～平成19年3月	令和2(2020)年度以降
ディーゼル車 (新車新規登録から11年を超えるもの)	平成20年3月以前	すでに開始されています。
	平成20年4月～平成21年3月	令和2(2020)年度以降

(※) 一般乗合用バス、被けん引車、低公害車(電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車)は上記の対象自動車から除かれる。

## 2 税 制 改 正

税 目	主 な 改 正 事 項																																	
個人県民税	<p>○住宅ローン控除の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税率10%が適される住宅取得等について、控除期間を3年間延長する。（現行10年⇒13年）</li> <li>・適用期間は令和元年10月1日から令和2年12月31日までとする。</li> </ul> <p>○子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置（令和3年度分から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの貧困に対応するため、事実婚でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民時給を非課税とする措置を講ずる。</li> </ul>																																	
法人事業税	<p>○特別法人事業税の創設に伴う標準税率の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税率10%段階において復元後の法人事業税（所得割・収入割）の一部を分離し、特別法人事業税（国税）とする。</li> </ul> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">法人事業税（所得割・収入割）</th> <th style="width: 30%;"></th> </tr> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">復元後</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">特別法人事業税 創設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金1億円以上の普通法人</td> <td style="text-align: center;">3.6%</td> <td style="text-align: center;">⇒ 1%</td> <td style="text-align: center;">税額の260%</td> </tr> <tr> <td>資本金1億円以下の普通法人</td> <td style="text-align: center;">9.6%</td> <td style="text-align: center;">⇒ 7%</td> <td style="text-align: center;">税額の37%</td> </tr> <tr> <td>収入金額課税対象法人</td> <td style="text-align: center;">1.3%</td> <td style="text-align: center;">⇒ 1%</td> <td style="text-align: center;">税額の30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に対する法人事業税交付金について、交付水準に変動が生じないよう交付率を引き下げる（5.4%⇒7.7%）等の措置を講じる。</li> </ul> <p>○グループ会社間取引に係る収入金額を控除する収入割の課税標準の特例措置の特設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入金額のうち電気の安定供給の確保のためにやむを得ずグループ会社間で行わなければならないものとして事前に経済産業大臣の承認を受けた取引を行う場合において当該取引の料金として支払うべき金額に相当する金額を追加する課税標準の特例措置を5年間に限り講ずる。</li> </ul>		法人事業税（所得割・収入割）				復元後	改正後	特別法人事業税 創設	資本金1億円以上の普通法人	3.6%	⇒ 1%	税額の260%	資本金1億円以下の普通法人	9.6%	⇒ 7%	税額の37%	収入金額課税対象法人	1.3%	⇒ 1%	税額の30%													
	法人事業税（所得割・収入割）																																	
	復元後	改正後	特別法人事業税 創設																															
資本金1億円以上の普通法人	3.6%	⇒ 1%	税額の260%																															
資本金1億円以下の普通法人	9.6%	⇒ 7%	税額の37%																															
収入金額課税対象法人	1.3%	⇒ 1%	税額の30%																															
車体課税	<p>○自動車税種別割の標準税率の引下げ（令和元年10月から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、税率を引き下げる。</li> </ul> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">1,000cc以下</th> <th style="width: 15%;">1,500cc以下</th> <th style="width: 15%;">2,000cc以下</th> <th style="width: 15%;">2,500cc以下</th> <th style="width: 15%;">2,500cc超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税率区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>引下げ幅</td> <td style="text-align: center;">△4,500円</td> <td style="text-align: center;">△4,000円</td> <td style="text-align: center;">△3,500円</td> <td style="text-align: center;">△1,500円</td> <td style="text-align: center;">△1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○自動車税環境性能割の税率当の適用区分の見直し（令和元年10月から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車（登録）に係る環境性能割の税率の適用区分を見直す。</li> </ul> <p>○自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し（令和4年度から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用乗用車に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。</li> <li>・令和3年4月1日以後に新車新規登録等を受けた自家用自動車から適用する。</li> </ul> <p>○自動車取得税のエコカー減税の軽減割合等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境インセンティブを強化するため、乗用車に係るエコカー減税の軽減割合等を見直す。</li> <li>・トラック・バスに係るエコカー減税は、一定の見直しを行う。</li> </ul> <p>○需要変動の平準化に係る自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減（令和元年10月から令和2年9月まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車取得時の負担を緩和するため、令和元年10月から、令和2年9月までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の税率を1%軽減する。</li> </ul> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">1.0%</th> <th style="width: 10%;">2.0%</th> <th style="width: 10%;">3.0%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時的軽減前</td> <td style="text-align: center;">非課税</td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> <td style="text-align: center;">3.0%</td> </tr> <tr> <td>臨時的軽減後</td> <td style="text-align: center;">非課税</td> <td style="text-align: center;">非課税</td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○自動車税環境性能割交付金の交付率の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。 現行：65% → 令和元～3年度：47% → 令和4年度以降：43%</li> </ul>		1,000cc以下	1,500cc以下	2,000cc以下	2,500cc以下	2,500cc超	税率区分						引下げ幅	△4,500円	△4,000円	△3,500円	△1,500円	△1,000円			1.0%	2.0%	3.0%	臨時的軽減前	非課税	1.0%	2.0%	3.0%	臨時的軽減後	非課税	非課税	1.0%	2.0%
	1,000cc以下	1,500cc以下	2,000cc以下	2,500cc以下	2,500cc超																													
税率区分																																		
引下げ幅	△4,500円	△4,000円	△3,500円	△1,500円	△1,000円																													
		1.0%	2.0%	3.0%																														
臨時的軽減前	非課税	1.0%	2.0%	3.0%																														
臨時的軽減後	非課税	非課税	1.0%	2.0%																														
特別法人事業 譲与税	<p>○地域間の財政力格差の拡大等を踏まえ、創設する。</p> <p>譲与額：特別法人事業税の税収（全額）を都道府県に譲与 譲与基準等：「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限の仕組みを設ける。 譲与開始時期：令和2年度</p>																																	



<p>地方揮発油 譲与税</p>	<p>○揮発油税から地方揮発油税への税源移譲（令和16年度から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不足する地方財源を確保するため、揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、地方揮発油譲与税を増額する。</li> </ul> <p>譲与基準：自家用乗用車（登録車）の保有台数（賦課期日時点における課税台数）であん分</p>
<p>自動車重量 譲与税</p>	<p>○都道府県自動車重量譲与税制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車重量税の譲与割合を段階的に引き上げることで国税から地方税への税源移譲を行い、都道府県自動車重量譲与税制度を創設する。</li> </ul> <p>譲与基準：自家用乗用車（登録車）の保有台数（賦課期日時点における課税台数）であん分</p>
<p>森林環境 譲与税</p>	<p>○森林環境税・森林環境譲与税の法制化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林環境税の創設（令和6年度から課税）</li> </ul> <p>納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して、年額1,000円を課する国税 賦課徴収等：市町村が個人住民税と併せて、賦課徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林環境譲与税の創設（令和元年度から譲与）</li> </ul> <p>譲与総額：森林環境税の収入額（全額）に相当する額 譲与基準：総額の1割に相当する額を私有林人工林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）であん分</p> <p>使途：森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用 ※令和5年度までの間は、暫定的に借入れにより対応 ※制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行</p>